第三十九条の十四第二項第二号イ中「前号イ⑵に掲げる金額」を「前号イに掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額」に改め、同項第四号中「所得の金額が」の下に「ない場合又は」を加え、「第一号イ⑴又は⑵に掲げる金額」を「第一号イに掲げる所得の金額から除かれる配当等の額」に改める。

第三十九条の十五第一項第一号中「第五項まで」の下に「、第三十三条第五項」を加え、「及び第六十一条の十一から第六十一条の十三まで」を「、第六十一条の十一から第六十一条の十三まで、第六十二条の五第三項から第六項まで及び第六十二条の七（適格現物分配に係る部分に限る。）」に、「第十九号」を「第十号」に改め、同項第四号中「発行済株式等のうちに」を「発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数若しくは総額（以下この節において「発行済株式等」という。）のうちに」に改め、「その株式等」の下に「（株式又は出資をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第二項第四号中「第三十三条」の下に「（第五項を除く。）」を加え、同条第七項中「第三十三条」の下に「（第五項を除く。）」を加え、「第十九号」を「第十号」に改める。

第三十九条の十七第四項を削り、同条第三項中「同条第一項に規定する」を、「有する株式等の」の下に「当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「同条第一項に規定する」を削り、「特定外国子会社等」という」を「同じ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十六条の六第三項に規定する政令で定める業務は、同条第一項に規定する特定外国子会社等（以下第五項までにおいて「特定外国子会社等」という。）が被統括会社（次項に規定する被統括会社をいう。以下この項において同じ。）との間における契約に基づき行う業務のうち当該被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。）であつて、当該特定外国子会社等が二以上の被統括会社に係る当該業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の収益性の向上に資することとなると認められるもの（以下この条において「統括業務」という。）とする。

第三十九条の十七第五項中「第三項」を「前項」に改め、同条第七項第一号中「同項」を「同条第一項」に、「以下この項」を「同条第三項に規定する特定事業を主たる事業とするもの（同項に規定する事業持株会社を除く。）を除く。以下第十二項まで」に改め、同条第八項中「同項に規定する」を削り、同条第九項中「前項に規定する」を削り、同条第十項中「法第六十六条の六第三項に規定する」を削り、同条第十二項中「同項に規定する」を削り、「主たる事業」の下に「（同項に規定する事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。）」を加え、同条第十三項中「第一項に規定する統括業務」を「統括業務」に改める。

第三十九条の十七の二第二項を次のように改める。

2　法第六十六条の六第四項第一号に規定する政令で定める日は、法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づく法第六十六条の六第一項に規定する剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日の前日（当該剰余金の配当等の額の支払が法人税法第二十四条第一項第三号に規定する資本の払戻しに基づくものである場合には、当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日）とする。

第三十九条の十七の二第三項中「乗じて計算した金額」の下に「（当該負債の利子の額の合計額のうちに同項第一号に規定する直接要した費用の額の合計額として同号に掲げる金額の計算上控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を加え、同項第一号中「における」の下に「貸借対照表に計上されている」を加え、同項第二号中「限る。）の」の下に「前項第一号の貸借対照表に計上されている」を加え、同条第四項中「限る。）の」の下に「前項第一号の貸借対照表に計上されている」を、「乗じて計算した金額」の下に「（当該負債の利子の額の合計額のうちに同条第四項第二号に規定する直接要した費用の額の合計額として同号に掲げる金額の計算上控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を加え、同条第十項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「前条第四項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第九項を同条第二十二項とし、同条第八項中「金額（当該」を「金額（」に改め、「法人所得税」の下に「（法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に掲げる税を除く。）」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第七項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の五項を加える。

16　法第六十六条の六第四項第六号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が有する特許権等（同号に規定する使用料に係るものに限る。第十八項及び第十九項において同じ。）に係る当該事業年度の償却費の額のうち法人税法第三十一条の規定の例に準じて計算した場合に算出される同条第一項に規定する償却限度額（次項において「償却限度額」という。）に達するまでの金額とする。

17　法第六十六条の六第四項第七号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が有する同号に規定する船舶又は航空機（同号に規定する対価の額に係るものに限る。次項及び第十九項において「船舶等」という。）に係る当該事業年度の償却費の額のうち法人税法第三十一条の規定の例に準じて計算した場合に算出される償却限度額に達するまでの金額とする。

18　法第六十六条の六第四項の内国法人は、前二項の規定にかかわらず、特定外国子会社等が有する特許権等又は船舶等に係る当該事業年度の償却費の額として当該特定外国子会社等の第三十九条の十五第二項に規定する本店所在地国の法令の規定により当該事業年度の損金の額に算入している金額（その特許権等又は船舶等の取得価額（既にした償却の額で各事業年度の損金の額に算入されたものがある場合には、当該金額を控除した金額）を各事業年度の損金の額に算入する金額の限度額として償却する方法を用いて計算されたものについては法人税法第三十一条の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額）をもつて法第六十六条の六第四項第六号又は第七号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

19　その特定外国子会社等が有する特許権等若しくは船舶等に係る償却費の額の計算につき第十六項若しくは第十七項の規定の適用を受けた内国法人がその適用を受けた事業年度後の事業年度において当該償却費の額の計算につき前項の規定の適用を受けようとする場合又はその特定外国子会社等が有する特許権等若しくは船舶等に係る償却費の額の計算につき同項の規定の適用を受けた内国法人がその適用を受けた事業年度後の事業年度において当該償却費の額の計算につき第十六項若しくは第十七項の規定の適用を受けようとする場合には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

20　法第六十六条の六第五項第一号に規定する政令で定める金額は、同条第四項に規定する特定所得の金額に係る同項第一号に規定する剰余金の配当等の額の合計額、同項第二号に規定する債券の利子の額の合計額、同項第三号に規定する差益の額の合計額、同項第四号に規定する株式等の譲渡に係る同号に規定する対価の額の合計額、同項第五号に規定する債券の譲渡に係る対価の額の合計額、同項第六号に規定する特許権等の同号に規定する使用料の合計額及び同項第七号に規定する船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額を合計した金額とする。

第三十九条の十七の二第六項を同条第十項とし、同項の次に次の四項を加える。

11　法第六十六条の六第四項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、法人税法施行令第百十九条の規定の例によるものとした場合の株式等の取得価額を基礎として第五項に規定する移動平均法に準じて算出したその株式等の一単位当たりの帳簿価額に、その譲渡（同号に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした株式等（同号に規定する対価の額に係るものに限る。）の数を乗じて計算した金額とする。

12　法第六十六条の六第四項の内国法人は、前項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十九条の規定の例によるものとした場合の株式等の取得価額を基礎として第六項に規定する総平均法に準じて算出したその株式等の一単位当たりの帳簿価額に、その譲渡をした株式等（法第六十六条の六第四項第四号に規定する対価の額に係るものに限る。）の数を乗じて計算した金額をもつて同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。